

事例番号:340144

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 32 週 3 日

5:10 破水のため搬送元分娩機関を受診

5:24 胎児心拍数陣痛図で基線細変動中等度、変動一過性徐脈あり

6:09 前期破水のため当該分娩機関に母体搬送となり入院

4) 分娩経過

妊娠 32 週 3 日

6:14- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈の頻発、基線細変動の増加
あるいはサイクリックパターンに類似する非定型的な形状の波形

血液検査で CRP 3.12mg/dL

7:49 骨盤位、前期破水の適応で帝王切開により児娩出、骨盤位

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎、臍帯炎を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:32 週 3 日

(2) 出生時体重:1800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析: pH 6.99、BE -11mmol/L

(4) Apgar スコア: 生後 1 分 5 点、生後 5 分 6 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 早産児、低出生体重児、新生児仮死、新生児呼吸障害

生後 40 日 心肺停止となり蘇生処置実施、静脈血ガス分析で pH 6.57

(7) 頭部画像所見:

生後 50 日:頭部 MRI で大脳基底核・視床の信号異常および脳室周囲白質の
広範な嚢胞変性を認める

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:准看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名

看護スタッフ:助産師 7 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は妊娠 32 週 3 日の 5 時 24 分以降に生じた胎児低酸素・酸血症によって、低酸素性虚血性脳症および脳室周囲白質軟化症 (PVL) を発症したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。

(3) 子宮内感染が PVL の発症に関与した可能性がある。

(4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考えられる。

(5) 生後 40 日の心肺停止による低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことが脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠経過中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠32週3日に破水のため搬送元分娩機関を受診した時の対応(分娩監視装置装着、内診)及び当該分娩機関へ母体搬送したことは、いずれも一般的である。
- (2) 当該分娩機関入院時の対応(超音波断層法、血液検査、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (3) 当該分娩機関入院後の胎児心拍数陣痛図において、軽度変動一過性徐脈に加えて、基線細変動の増加あるいはサイクリックパターンに類似する非定型的な波形を認める状況でリアシュリングと判読し、経過観察したことはやむを得ない。
- (4) 骨盤位、前期破水の診断で帝王切開を決定し、分娩後に新生児搬送をする方針としたことは一般的である。
- (5) 帝王切開について文書で説明し同意を取得したことは一般的である。
- (6) 帝王切開決定から69分後に児を娩出したことは一般的である。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (8) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 出生後の蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)および当該分娩機関の未熟児室へ入室としたことは、いずれも一般的である。
- (2) 在胎32週のため高次医療機関へ搬送としたことは一般的である。
- (3) 生後40日の心肺停止に対する対応(気管挿管による呼吸管理、胸骨圧迫等)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。